



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治三二年
Citation	北大百年史, 史料(二), 497-515
Issue Date	1981-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30077
Type	departmental bulletin paper
File Information	siryo2_p497-515.pdf



明治三二年

九一六 助教授松村松年をドイツへ留学派遣の儀具状

札農秘第四号

海外留学生派遣ノ義具状

札幌農学校助教授松村松年

昆虫学ノ義ハ本道農事ノ改善發達ニ伴ヒ頗ブル緊要ノ学科ニシテ其
 応用ノ範圍拡張スルヲ以テ之ニ充ツヘキ学芸練達ノ教官ヲ挙クル必
 要有之候処右本人ハ明治二十八年六月本校卒業次テ一箇年間本校研
 究生トシテ専ラ昆虫学ヲ修メ明治二十九年七月廿九日札幌農学校助
 教授拜命已来今日ニ至ル迄昆虫学ノ授業ヲ担任シテ能ク職務ニ精勵
 シ其成績見ルヘキモノアリ且平素品行方正授業懇切ニシテ将来学業
 上達ノ見込充分ニ有之者ニ付該教官トシテハ至極適任ト認メ候条特
 別ノ御詮議ヲ以テ昆虫学中特ニ害虫驅除法益虫保護法及養蜂論等研
 究ノ為メ三箇年間独逸国留学被命候様致度別紙履歷書ヲ添ヘ此段具
 状候也

明治三十二年一月廿三日

文部大臣宛

校長

〔注〕 別紙履歷書を欠く。

〔農六三二〕

九一七 農芸伝習科及び冬期講習科に関する校則改正の件稟

申

札農庶第二〇号

明治三十二年二月廿四日

書記石田友治郎[㊤]庶務課長[㊤](石田)校長[㊤](佐藤)教務部長[㊤](宮部)農事部長[㊤](南)

校則中改正ノ件

本月廿一日教官會議ニ於テ決議シタル校則中改正ノ件左按之通御稟
 申相成可然哉相伺候也

按

札幌農学校々則中改正ノ義稟申

本校農芸伝習科ハ専ラ本道ニ適切ナル処ノ農理及実業ヲ教授シテ模
 範農家ヲ養成シ大ニ農業ノ改良進歩ヲ計ル目的ヲ以テ既ニ明治二十
 年三月設置シ爾來卒業生ヲ出セシコト二百二十一名ニシテ卒業後ハ
 大概農事実業ニ就クヲ以テ今ヤ本道農事ノ發達上其効績著シク相願
 ハレ候ヘ共同科修業年限ハ僅々二ケ年ニシテ其程度低キガ故充分修
 業スルヲ得サルヨリ入学志願者ニ満足ヲ与フルコト能ハサル而已ナ
 ラス農事教育ノ發達セシ今日ニアリテハ其程度ヲ高メ農事ニ関スル

第一 学 年		第二 学 年		第三 学 年	
耕牛馬使役法	同	同	同	同	同
農具使用法	同	同	同	同	同
普通作物及特用作物栽培法	同	同	同	同	同
蔬菜及果樹栽培法	同	同	同	同	同
家畜飼養法	同	同	同	同	同
肥料製造法	同	同	同	同	同
乾草法	同	同	同	同	同
農用手工	同	同	同	同	同
農具組織	同	同	同	同	同

実業及課程

養蚕論	飼育、製種檢査桑樹栽培	二	同上	二	同上
作物病虫害	作物病理	二	同上	二	同上
獸医学	解剖、生理、衛生、治療蹄鉄	二	同上	二	同上
体 操	兵式体操	二	同上	二	同上
計 算		二	同上	二	同上
実 習		無定	同上	無定	同上

第十四条ヲ左ノ通改ム

第十四条 農芸科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ品行方正身体強健年

齡十七歳以上ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者トス

一 高等小学校(四学年)ヲ卒業シタル者

二 中学校ニ学年以上ノ学力ヲ有スル者

三 一号、二号ト同等程度ノ入学試験ニ及第シタル者

第十五条中「農芸伝習科入学試験ハ高等小学校^{四年}ノ学科及其程

度」ノ二十五字ヲ削ル

第四十五条中「数六分」ヲ「ト」ニ「数四分ノ比率ニ由リ」ヲ「ノ

和ヲ二除シテ」ニ改ム

第八十二条ヲ左ノ通改ム

牛酪製造法	煉乳製造法
楓糖製造法	乾酪製造法
	粉乳製造法
	燻腿塩肉及製油
	蔬菜果実乾燥法
	罐詰法
	製藍法
	澱粉製造法
	麵麴製造法
	味噌醬油、酢製造法
	釀造法

第八十二条 給費生ハ品行方正学力優等ニシテ左ノ各号ノ一ニ該

当スル者ヨリ之ヲ撰拔ス

願 書

(願書式)

一 北海道在籍者ニシテ北海道庁支庁長ノ薦挙ニ係ル者

二 北海道ノ農業ニ従事スル者若クハ其子弟

某儀実地農事修業ノ為メ現業生志願ニ付御許可相成度此段奉願候也

三 北海道ニ於テ開墾起業ノ目的確実ナル者

第八十三条中「三元」ヲ「五元」ニ改ム

族籍
寄留

第八十四条ヲ削リ第八十五条ヲ第八十四条トシ以下第九十二条マテ

何 某 印

順次繰上ク

生年月日

第十三章ヲ左ノ通改ム

年 月 日

第十三章 現業生

札幌農学校長某殿

第九十二条 本校農場ニ於テ実地ニ農事ヲ修業セント欲スル者ハ現

第九十六条 前条ノ許可ヲ得タル者ハ左式ノ保証書ヲ差出スヘシ

業生トシテ之ヲ許スコトアルヘシ

保証書

第九十三条 現業生トナルヘキ者ハ品行方正身体強健年齢十八歳以

族籍

上ニシテ六箇月以上修業ノ見込アル者ニアラサレハ之ヲ許サス

寄留

第九十四条 現業生ハ左ノ一科目若クハ数科目ヲ修業スルモノトス

何 某

馬 耕

種 芸

牧 畜

右ノ者今般御校現業生御許可相成候ニ就テハ御規則堅ク為相守係員ノ御指揮ニ從ヒ修業為致可申ハ勿論修業中本人ニ係ル一切ノ事件ハ私ニ於テ引受可申候也

農産製造

族籍

第九十五条 現業生タラント欲スル者ハ左式ノ願書ヲ差出スヘシ

寄留

保証人 何 某 印

生 年 月 日

年 月 日

札幌農学校長某殿

第九十七条 保証人ハ丁年以上ノ男子ニシテ札幌区若クハ札幌郡ニ

於テ一家計ヲ立テ本校ニ於テ適當ト認ムル者トス

第九十七条中「冬期講習生ハ一ヶ月金五十銭」ノ十三字ヲ削リ本条

ヲ第九十八条トシ以下順次繰下ク

第九十八条但書ヲ削ル

第二百二十九条中「第二百二十五条」ヲ「第二百二十六条」ニ改ム

第四百四十七条中「第四百四十五条及第四百四十六条」ヲ「第四百四十六条

及第四百四十七条」ニ改ム

本校則中「農芸伝習科」トアルヲ「農芸科」ト改ム

〔別紙〕

農芸伝習科ニ関スル規則改正ノ理由

一 農芸伝習科ヲ農芸科ト改称シニ学年ノ程度ヲ三学年ニ改ムルノ理由

農芸伝習科ハ今ヨリ十有二年前即チ明治二十年三月之レカ規程ヲ設ケ簡易ノ農理及実業ヲ伝習シ来リシモ農事教育ノ発達セシ今日ニ於テハ其程度低ク到底入学志願者ヲシテ満足セシムルコト能ハ

サルノミナラス實際授業上修業年限短ク為メニ遺憾トスル所少ナカラス故ニ二学年ノ程度ヲ三学年ニ改メ伝習ノ二字適切ナラサルヲ以テ之レヲ削リ単ニ農芸科ト改称シ農事ニ関スル中等教育ヲ授ケントスルニアリ

二 第八十二条及第八十四条ノ給費生トナルヘキ資格改正ノ理由

給費生トナルヘキ從來ノ規程ハ品行方正学力優等又ハ本道郡区長ノ特撰ニ係ルモノニシテ必ス耕地三丁歩以上或ハ未墾地五町歩以上ノ貸下地ヲ有スル者若クハ其子弟ニ限レルモ近年移住民ノ増加スルニ從ヒ小作農法漸次行ハレ大農場ニ小作人トナリ契約ニ基キ数年ノ後相当ノ耕地ヲ得テ地主トナルヘキ目的確實ナルモ目下自己ノ名義ニ係ル所有ノ耕地又ハ貸下地ナキ為メ其子弟ヲシテ給費ノ恩典ヲ蒙ラシムルコト能ハス故ニ耕地所有若クハ貸下地ノ制限ヲ解キ此等ノ子弟中ヨリモ給費生ヲ撰拔シ得ルカ如ク又本道ニ於テ開墾起業ノ目的確實ナル者ハ勿論本道在籍者若クハ其子弟ニシテ支庁長ノ薦挙ニ係ハル者ヨリモ撰拔シテ給費生ニナサントスルニアリ

三 第八十三条給費額三円ヲ五円ニ改ムル理由

從來府県ヨリ氣候風土ノ異ナル本道ニ移住シタル農民少ナカラサレハ其子弟ニ本道適切ノ農業ヲ指導スルハ將來拓殖上必要ノ件タリト雖トモ彼ノ移民タルモノ渡航日猶淺ク投資多端ナル境遇ニア

リテ自費以テ其子弟ニ農事教育ヲ授クルノ余裕ナシ而シテ給費月額ハ現今ノ規程ニ依レハ金三円ナルモ本道ハ内地ト異ナリ諸物価騰貴實際ニ要スル費用ノ半ダニ達セス故ニ給費額ヲ増シ金五円トシ此等移住民ノ子弟ハ勿論給費生トナルヘキ資格ヲ有スルモノヲ撰拔シ本道拓殖上有為ナル多数ノ生徒ヲ養成セントスルニアリ

四 冬期講習規程ヲ廃シ現業生規程ヲ設クルノ理由

本校ニ於テ從來冬期講習會ヲ年々開設シ會員ヲ募集シ簡易ノ農字ヲ教授シ來リシモ北海道庁ニ於テモ近來各支庁適當ノ方面ニ時々農事巡回講話會開設スルニ至レルヲ以テ本校冬期講習規程ヲ廃シ更ニ現業生規程ヲ設ケントス其理由ハ從來農事篤志者ニシテ本校農場ニ於テ實地農事ヲ修業セント希望スル者アリシモ入場セシムルノ規程ナク為メニ希望者ノ遺憾トスル所ナリシ故ニ本校農場ノ都合ヲ計リ現業生トシテ此等ノ篤志者ヲ入場セシメントスルニアリ

付 右の件認可

亥專甲三九九号

札幌農学校

本年二月廿五日付札幌農校第二〇号伺其校々則中改正ノ件認可ス

明治三十二年三月二十二日

文部大臣伯爵樺山資紀印

右正本ニ依リ騰写ス

庶務課印

〔農六三三〕

九一八 森林科設置に付教授助教授定員改正の儀上申

札農秘第一三三

本校教授、助教授定員改正ノ義上申

本道ノ森林ハ官有林御料林及民有林ヲ合シテ凡ソ六百万町歩ノ大地積ヲ有スト雖モ拓殖ノ進歩ニ伴ヒ府県ヨリ移住スル者毎年七八万人ノ多キニ登リ人口益増殖スルヲ以テ開墾農業ノ為メ樹林ヲ伐採シ今ヤ薪炭用材ノ欠乏ヲ告グル地方アルニ至レル而已ナラス各種工業ノ進歩ニ伴ヒ營工材即チ鐵道枕木、橋梁材、製造原料ノ如キ本道ノ森林ニ供給ヲ仰クノ材積少ナシトセス故ニ国土保安上ニ於テ保存林ノ管理ハ勿論其經營上ニ於テ林業技術者及森林監守ノ如キ者ヲ養成シテ森林教育ノ普及ヲ謀ルノ必要アルヲ以テ本校ニ森林科ヲ増置スルコトハ夙ニ計畫スル処ニシテ既ニ三十二年度ニ於テ其予算ヲ立テ要求シタル処今回予算成立相成候ニ付本年度第一期ヨリ開始致度就テハ要求之通來ル八月ヨリ年俸一人平均千貳百圓以内ヲ以テ同科担当ノ教授三人并ニ月俸參拾五圓以内宛ヲ以テ助教教授三人及既ニ新設シタル本校予修科担当ノ助教教授二人月俸參拾圓宛ヲ以テ來ル四月ヨ

リ増員致度候条定員改正ノ御詮議相成候様致度此段謹テ上申候也

明治三十二年二月廿七日

文部大臣宛

校長

追伸森林科規程、学科課程及増員ニ対スル教授助教教授ハ取調ノ上
追テ稟申可仕候此段副申候也

〔農六三二〕

九一九 教授助教授定員改正の件（勅令第一〇五号）

朕明治二十六年勅令第二百八号中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ

シム

御名御璽

明治三十二年三月三十一日

内閣総理大臣侯爵山県有朋
文部大臣伯爵樺山資紀

勅令第五百号

明治二十六年勅令第二百八号中左ノ通改正ス

第三条中教授「八人」ヲ「十一人」ニ助教教授「十人」ヲ「十五人」

ニ改ム

附則

本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

〔法令全書〕

九二〇 文部省直轄諸学校官制改正の件（勅令第一〇七号）

朕文部省直轄諸学校官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十二年四月四日

内閣総理大臣侯爵山県有朋
文部大臣伯爵樺山資紀

勅令第一百七号（官報四月五日）

文部省直轄諸学校官制中左ノ通改正ス

第一条中女子高等師範学校ノ次ニ「札幌農学校」東京工業学校ノ次

ニ「東京外国語学校」東京美術学校ノ次ニ「東京音楽学校」ヲ加フ

第二条中「附属音楽学校及」ヲ削ル

第四条削除

第七条中「校長ハ」ノ下「奏任」ヲ「勅任又ハ奏任」ニ改ム

第八条中「教授ハ」ノ下「奏任」ヲ「勅任又ハ奏任」ニ改ム

第十三条ノ次ニ左ノ一条ヲ加ヘ以下順次繰下ク

第十四条 高等師範学校ニ助手ヲ置ク判任トス教授ノ指揮ヲ承ケ授

業及実験ノ補助ニ従事ス

第十七条中「高等商業学校」ヲ削ル

附則

明治二十六年勅令第二百八号ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

〔法令全書〕

九二一 森林科規程追加及び土木工学科規程改正の件稟申

札農第二〇号

校則中改正追加ノ件稟申

本道拓殖ノ進運ニ伴ヒ森林教育ノ普及ヲ謀ル必要アルヲ認メ候ニ付
本校ニ森林科ヲ増置スル計画ニテ既ニ三十二年度ニ於テ其予算ヲ立
テ要求シタル処弥々予算成立相成候ニ就テハ森林技術各科并ニ森林
管理及林政学ヲ専ラ修メシメ各学科ニ於テ実習ヲ行ヒ北海道森林ノ
經營及管理上必要ナル教育ヲ授クルコトトシ又土木工学科規程中学
理及技芸ノ程度ヲ明ニシ農芸科、森林科ノ程度ト同等一定ナラシム
ル為メ「学理及技芸」ノ五字ヲ「中等教育」ニ改メ且同科入学程度
ハ實際低キガ故数学ノ素養不充分ニシテ到底同科ヲ専修スルコト能
ハサル実況ニ付中学校三学年修業シタル者ヲ以テ入学セシムル必要
ヲ被認候ニ付本校々則中左ノ通改正追加シ本年度第一学期ヨリ実施
致度候条御認可相成度別紙理由書ヲ添ヘ此段謹テ稟申候也

明治三十二年四月十八日

校長

文部大臣宛

追伸土木工学科課程表中第一年度第三学期及第二年度第一第二学
期ニ微積分大意ヲ新ニ加ヘ朱書ノ通り變更ヲ要シ且兵式体操ハ最
初申請ノ際脱漏シタルニ依リ此際插入致度候条併テ御認可相成度
此段副申候也

〔別紙一〕

第五百五十五条中「学理及技芸」ヲ「中等教育」ト改ム

第五百五十八条ヲ左ノ通改ム

第五百五十八条 土木工学科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ品行方正身体
強健年齢十七歳以上ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者トス

一 中学校三学年ヲ修業シタル者

二 前号ト同等程度ノ入学試験ニ及第シタル者

第五百五十九条ヲ削リ第六十条ヲ第五百五十九条トシ以下順次繰上ク

第六百八十七条ノ次ニ左ノ通追加ス

第二十二章 森林科規程

第六百八十七条 森林科ニ於テハ林業ニ関スル中等教育ヲ授ク

第六百八十八条 森林科修学年限ハ三箇年トス

第六百八十九条 森林科ニ於テ修業スヘキ学科及課程ハ大約左ノ如シ

学科及課程

第一年級

付 右の件認可

亥專甲一〇六八号

札幌農学校

本年四月十八日付札農第二〇号伺其校々則中改正及追加ノ件認可ス

明治三十二年五月十一日

文部大臣伯爵樺山資紀印

右正本ニ依リ謄写ス

庶務課
印

〔農六三三〕

九二二 校長職務規程制定の件

亥秘甲五一七号

札幌農学校

其校々長職務規程左ノ通相定ム

明治三十二年四月廿八日

文部大臣伯爵樺山資紀印

〔別紙〕

校長職務規程

第一条 校長ハ判任官ノ進退ヲ具狀シ及高等官ノ進退ニ付意見ヲ具

ヘテ文部大臣ニ申稟スルコトヲ得

第二条 校所属職員ノ除服出仕暇願及高等官他官庁其他ノ事業囑託

ニ応スルノ願ハ文部大臣ノ委任ニ依リ校長之ヲ判行ス

校所属ノ職員ヲ各地ニ出張セシムルハ校長ノ判行ニ任ス

第三条 講師ヲ囑託スルハ文部大臣ノ許可ヲ得ルヲ要ス

雇員ノ進退ハ其俸給月額ニ拾円ヲ超ユル者ハ文部大臣ノ許可ヲ得

ルヲ要シニ拾円以下ノ者ハ之ヲ判行スルコトヲ得

囑託講師及雇員ノ各地出張及除服出仕暇願ハ前条ノ例ニ依ル

第四条 校長ハ教官ノ学科担任ヲ定メ事務員ノ分課ヲ命ス

第五条 校長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ経テ高等官ヲシテ其

事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第六条 左ノ事項ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ後施行スヘシ

第一 学科課程ヲ定ムル事

第二 規則ヲ定ムル事

但シ既定規則ノ範圍内ニ在テ其細則ヲ設クルハ此限ニア

ラス

第三 授業料、試験料其他諸收入金ノ定率ヲ定ムル事

第四 外国人ヲ雇入レ其条約ヲ定メ若クハ条約期限内ニ雇ヲ止ム

ル事

第五 雇外国人ヲ各地ニ派遣スル事

第六 地所建物ヲ増減スル事

第七 歳入歳出予算ニ依ルノ外新ニ義務ヲ負担シ及權利ヲ棄却ス

ル事

第八 経費中ノ目ヲ流用スル事

第九 臨時休業スル事

但シ急速ノ場合ニ在テハ臨時処分シテ後申報スルコトヲ得

第十 右ノ外例規ナキ重大ノ事件ヲ処置スル事

第七条 校長ハ毎会計年度ノ終ニ於テ前年ノ功程ヲ具ヘ文部大臣ニ報告スヘシ

〔農六三二〕

九二三 学生を生徒と改称の儀に付内申

学生ヲ生徒ニ改正ニ関スル件

本校学生ヲ生徒ニ改正ノ件ニ関シ専門学務局長ヨリ別紙之通申越候
処元来本校ハ一種特別ノ学校ニシテ其成立他直轄学校ト同視スヘ
キモノニ無之然ルヲ本年四月四日勅令第百十七号ヲ以テ本校ヲ直轄
諸学校官制中ヘ加ヘラレタル為メ如斯学生ト唱フルコトヲ得サルニ
至レリ是レ官制ノ許サ、ル処ナルガ故本省ニ於テモ此必要ヲ起ルハ
尤ノ事ナレトモ此論法ヲ以テ進行スルトキハ卒業生ガ特ニ得タル処
ノ農学士ノ称呼モ勢ヒ他ノ直轄学校ノ生徒ト等シク之ヲ唱フルコト
得サルガ如シ果シテ然ラハ官制ノ改正ハ所謂既得權ヲ害シタルモノ

ニシテ事小ナリト雖モ本校ニ及ホス処ノ影響ハ其不利益又大ナリト
被認候条矢張本校ハ一種特別ノモノトシ此際別ニ官制ヲ改定相成候
様致度御通報旁此段内申候也

明治三十二年五月二日

校長代理

在京佐藤校長宛

〔別紙〕

亥專甲九八三号

帝国大学官制第七条ニハ教授ハ云々学生ヲ教授シ其研究ヲ指導ス又
直轄諸学校官制第八条ニハ教授ハ云々生徒ノ教授ヲ掌ルト有之候ニ
付テハ貴校ニ於テモ右ノ例ニ依リ在学者ハ生徒ト称セラレ候方可然
候処貴校規則中学生ノ文字ヲ用ヒラレ居候ニ付テハ往々差支ヲ生ス
ル義モ有之候条右ハ生徒ト改正ノ上其旨御申出相成度依命此段申進
候也

明治三十二年四月二十八日

文部省専門学務局長文学博士上田万年

印

札幌農学校長佐藤昌介殿

〔農六三二〕

九二四 舍則改正の旨達

達第八号

教務部[㊟](宮部)[㊟](尾泉) 農事部[㊟](南)

舎監部[㊟](尾泉)[㊟](尾泉) 図書館[㊟](原十太)

博物館[㊟](原十太) 植物園[㊟](宮部)

庶務課[㊟](石田) 會計課[㊟](平岡)

明治三十年^{八月}達第二二号札幌農学校舎則左ノ通改正本年六月一日ヨリ施行ス

但シ明治三十年^{十月}達第二六号農芸伝習科寄宿舎々則ハ本達施行ノ日ヨリ廃止ス

明治三十二年五月廿二日

札幌農学校長農学博士佐藤昌介^印

札幌農学校舎則

第一条 本校寄宿舎ハ校費生ヲ寄宿セシムル所トス但シ私費生ト雖モ許可ヲ得テ入舎スルコトヲ得

第二条 本科私費学生ニシテ入舎セント欲スル者ハ左ノ書式ニ依リ出願スヘシ

(書式)(用紙半紙)

入舎願

私義入舎仕度候間御許可被成下度御許可ノ上ハ舎則ヲ厳守可仕候此段奉願候也

年月日

本科第何年級学生

氏名印

属籍住所

保証人 氏名印

札幌農学校長氏名殿

第三条 入舎ノ許可ヲ得タル者ハ其日ヨリ三日以内ニ食料及諸雜費トシテ一箇月分ヲ舎監部ニ差出シ尚翌月ヨリハ其月分ヲ五日限リ前納スヘシ若シ本人ニ於テ遲滞スルトキハ保証人ヨリ直ニ辨納スヘシ

第四条 寄宿生ハ本校々則命令達告示等ヲ遵守スルハ勿論舎内ニアリテハ特ニ風紀ヲ守リ学生タルノ品格ヲ汚スカ如キ挙動アルヘカラス

第五条 寄宿生ハ酒類若クハ舎内ノ整頓秩序ニ妨害アル物品ヲ舎内ニ携帯スルコトヲ得ス

第六条 寄宿生ハ舎内ニ於テ放歌吟詩高声拍手等ヲナシ又ハ楽器ヲ用フルコトヲ得ス

第七条 寄宿生ハ左ノ諸件ヲ遵守スヘシ

- 一 室内ヲ清潔整頓ナラシムルコト
- 二 舎内ニ於テハ靴又ハ草履ヲ用フルコト
- 三 午前六時乃至七時晨起スルコト

四 午後九時三十分乃至十時三十分就寢スルコト

五 午後十時煖炉ヲ消火スルコト

六 午後十時三十分消燈スルコト

七 外出スルトキハ消火消燈ノ上室内ニ相当ノ締ヲ施スコト

晨起就寢ノ時間ハ撞鐘ヲ以テ之ヲ報ス

第八条 外人ニ面会スルトキハ必ス応接所ニ於テシ舍内ニ誘引ス

ルコトヲ得ス但シ病氣ノ為メ応接所ニ到ルコト能ハサルトキハ舍監又ハ当直員ニ申出指揮ヲ受クヘシ点燈後ハ外人ニ面会スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事故アリテ舍監又ハ当直員ノ承認ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第九條 舍監部員及巡視ハ何時ニテモ室内ヲ点検スルコトアルヘシ此場合ニ於テ寄宿生ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十條 臨時必要アル場合ニ於テ舍監ハ寄宿生ニ対シ人員ノ点検ヲ為ス但シ時宜ニ依リ当直員之ヲ行フコトアルヘシ

第十一條 寄宿生ノ外出時限ハ左ノ如シ

一 平日ハ午後九時迄

二 休業日ノ前日及休業日ハ午後十時迄

帰舎ノ定刻ヲ過クルトキハ舍内ニ入ルコトヲ許サス但シ正當ノ理由アル者ハ此限ニアラス

第十二條 帰舎定刻ニ後レタル者ハ其理由ヲ詳記シタル書面ニ保証

人連署ノ上三日以内ニ舍監部ニ差出スヘシ

第十三條 寄宿生外出スルトキハ制服ヲ着用スヘシ但シ正帽袴ヲ着用スルコトヲ得

第十四條 寄宿生已ムヲ得サル事故アリテ外泊セントスルトキハ其事由及其日数ヲ記載シテ保証人連署出願スヘシ

第十五條 寄宿生旅行セントスルトキハ其事由目的地及日数ヲ詳記シ保証人連署ノ上出願スヘシ但シ定期休業中ニ係ルトキハ書面ヲ以テ届出ヘシ

前項ノ場合ニ於テハ発着トモ書面ヲ以テ舍監部ニ届出ヘシ出張ノトキモ亦同シ

第十六條 寄宿舎一室ニ備付ノ物品ハ左ノ如シ但シ私費生ノ室ニハ椅子卓等備付ケサルコトアルヘシ

椅子 二 卓 二
寢台 二 置戸棚 一
煖炉 一 帽子掛 二
陶器壺 一 亜鉛桶 一
紙屑籠 一

第十七條 舍内ニ属スル物品ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ其共用者連帶辨償ノ責ニ任スヘシ

第十八條 卒業シタル者若クハ退舎ヲ命セラレタル者ハ其日ヨリ三

日以内ニ退舎スヘシ

前項ノ場合ニ於テ室内ノ備品ハ舍監部ニ申出檢閲ヲ受クヘシ自己ノ便宜ニ依リ退舎スル者モ亦同シ

第十九条 寄宿生輕症ノ疾病ニ罹リタルトキハ室内ニ於テ治療ヲ受クルコトヲ得若シ一週間ヲ経ルモ治癒セス又ハ重病及伝染病ニ罹リタルトキハ保証人ヘ通知シ最寄病院ニ入ラシム

第二十条 総テ示達ハ三日ヲ経レハ一般ニ知了シタルモノト認ム

第二十一条 寄宿ニ関スル願届ハ総テ舍監部ニ差出スヘシ

第二十二条 食事及浴湯時間ハ左ノ如シ

朝飯 自午前七時至同八時

昼飯 自正午十二時至午後一時

夕飯 自午後五時至同六時

浴湯 日曜日及水曜日自午後三時至同六時

第二十三条 寄宿生中ニ委員長一名委員三名ヲ置キ舍監部ノ監督ヲ受ケ左ノ事項ヲ負担セシム

一 学資ノ出納ニ関スルコト

二 寄宿生ニ関スル命令達其他ノ事項ヲ伝達スルコト

第二十四条 前条各委員ハ寄宿生ノ互選投票ニ依リ之ヲ定ム但シ被選者ハ其旨舍監部ニ届出ヘシ

第二十五条 委員長ハ委員ヲ監督シ本舍則第二十三条実行ノ責ニ任

ス

第二十六条 本舍則ニ背戾シタル者ハ退舎ヲ命ス仍ホ情ノ重キ者ハ本校々則第五章懲罰規程ニ拠リ処分ス

第二十七条 本舍則ハ農芸科寄宿舎ニモ之ヲ適用ス但シ晨起就寢門限食事浴湯時間及物品備付等ハ舍監部ニ於テ経伺ノ上別ニ定ムルコトヲ得

〔農六四三〕

九二五 予修科土木工学科森林科農芸科組長選出に付伺

明治三十二年十一月十七日

書記石田友治郎[㊞]

舍監部長[㊞](南)

校長[㊞](佐藤)

舍監副部長[㊞](尾泉)

教務部長[㊞](富部)

各級組長ヲ定ムル件

予修科、土木工学科、森林科、農芸科毎級ニ組長ヲ置キ各級ニ於ケル諸般ノ事ヲ取締ラセ度右ハ事アルニ際シ取調上差支之事情モ有之候間其級生徒ヲシテ互ニ投票ヲ以テ選拔セシメ其被選者ヲ組長ニ定メラレ可然哉御裁可ノ上ハ舍監部長ヨリ其旨本人共ヘ口達ノ上左ノ如ク揭示致度併テ相伺候也

但シ組長事故アルトキハ次高点者ヲシテ代理セシム又組長ハ学年

毎ニ之ヲ改選スルモノト定メ度

揭示按

学生々徒

森林科第一年級

組長

水谷美津彦

副組長

成田 勝雄

農芸科第二年級

組長

茂庭幸次郎

副組長

高井虎之助

〃 第一年級

組長

齋藤 正吉

副組長

森友佐太郎

右揭示ス

明治三十二年十一月

日

舎 監 部

〔農九四九〕

土木工学科第三年級

組長

細川 健

副組長

池田直次郎

〃 第二年級

組長

服部 幸一

副組長

村上 藤枝

〃 第一年級

組長

五十嵐鎌馬

副組長

辺見 勇彦

予修科、土木工学科、森林科、農芸科各級組長ヲ定ムルコト左ノ如シ

予修科第二年級

組長

黄金井解三

副組長

古野 嵩茂

組長

小島 清

副組長

木堂 椋作